

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに静岡県に意見書を提出することができる。

令和7年11月21日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画の種類

東遠広域都市計画道路 3・4・11号 掛川駅西郷線

2 都市計画を定める土地の区域

総括図表示のとおり

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 静岡県交通基盤部都市局都市計画課（郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

※都市計画の案は、静岡県交通基盤部都市局都市計画課のホームページ（下記アドレス）で閲覧可

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1003589/index.html>

- (2) 掛川市都市政策課（掛川市長谷一丁目 1 番地の 1）

4 意見書の提出先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課（郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号）

5 縦覧期間

令和7年12月2日（火）から令和7年12月16日（火）まで

（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

6 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

（〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 電話番号 054-221-3062）